

手続きの方法

◎ 適用除外承認を受けて引き続き歯科医師国保に加入する場合

※法人として(運営)開始する日より適用除外及び厚生年金にご加入していただく必要がございます。

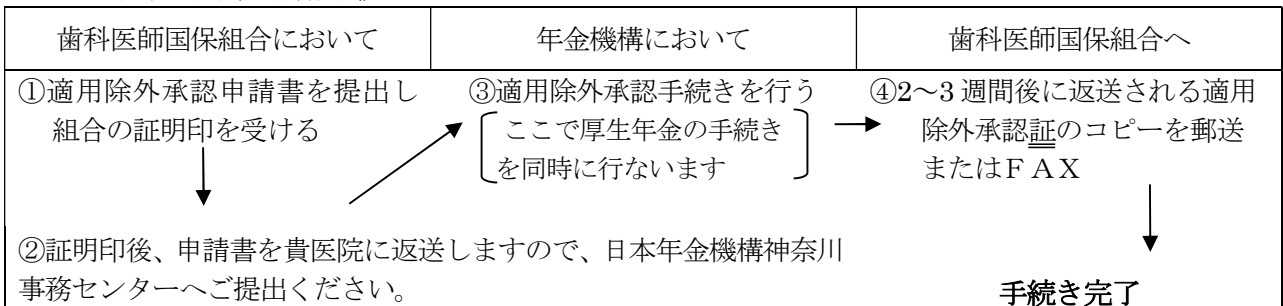
<手続きに必要な書類> **必要書類をお送りいたしますので、一度組合へご連絡ください。**

- | | | |
|---|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 法人事業所名変更届 ② 健康保険適用除外承認申請書 (複写) ③ 登記簿謄本の写し (原本) ④ 預金口座振替依頼書 (保険料の引き落とし口座に変更がある場合) ⑤ 回答用紙 | } | 必要事項を記入し当組合へ提出 |
|---|---|----------------|

上記書類の当組合への**提出期日は、原則、法人として(運営)開始する日まで**となります。

※すでに法人として営業を開始されている場合も速やかにお手続きください。

<適用除外承認申請手続きのながれ>



注1) 手続きが完了するまでに約1ヶ月程度お時間がかかりますので、早めのお手続きをお願いいたします。

注2) 70歳以上ですでに年金を受給されている常勤の従業員および役員である者は、健康保険の「適用除外承認」のみを受けることとなりますので、70歳未満の者の申請書とは別に記入・作成してください。

注3) 現在当組合に加入中の組合員で厚生年金の対象外の者(非常勤者等)は「厚生年金」及び「適用除外承認」を受けられない関係上、当国保組合に加入し続けることができません。この場合、健康保険は市町村の国民健康保険または世帯主の扶養家族に加入することとなりますので資格喪失の手続きをおこなってください。

※重要※「厚生年金」に関するお手続きが別途、必要となりますので「法人事業所」になった旨のご連絡を所轄の年金事務所に必ずお問い合わせください。

日本年金機構 神奈川事務センター 045-620-6333 (代表)

◎ 歯科医師国保険組合の資格を喪失し、協会けんぽに加入する場合

<手続きに必要な書類>

- ① 資格喪失届（各自） ※資格喪失届はHPからダウンロードいただくか、お電話にてお取り寄せください
- ② 被保険者証（各自）
- ③ 回答用紙

※新しい社会保険のコピーを添付していただいた場合のみ、社会保険の加入日に合わせて喪失いたします。

<喪失手続きのながれ>

